四十一　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によって算定した東日本大震災復興特別区域法第四十三条の規定（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は福島復興再生特別措置法第二十六条若しくは第二十八条の規定（以下この号において「復興特別区域法等の規定」という。）による減収見込額として総務大臣が調査した額

イ　道県　(1)から(4)までの規定によって算定した額の合算額

(1)　個人事業税　次の算式によって算定した額

算式

Ａ×0.05＋Ｂ×（0.05－Ｃ）＋Ｄ×0.04＋Ｅ×（0.04－Ｆ）＋Ｇ×0.03＋Ｈ×（0.03－Ｉ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、0.05とする。

Ｄ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの

Ｅ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの

Ｆ　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

Ｇ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの

Ｈ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの

Ｉ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とする。

(2)　法人事業税　次の算式によって算定した額

算式

Σ（Ａ×Ｂ）＋Σ｛Ｃ×（Ｄ－Ｅ)｝＋Σ（Ｆ×Ｇ）＋Σ｛Ｈ×（Ｉ－Ｊ)｝

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

Ｂ　Ａに係る標準税率

Ｃ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

Ｄ　Ｃに係る標準税率

Ｅ　当該道県がＣに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

Ｆ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

Ｇ　Ｆに係る標準税率

Ｈ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

Ｉ　Ｈに係る標準税率

Ｊ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

(3)　不動産取得税　次の算式によって算定した額

算式

Ａ×0.04＋Ｂ×（0.04－Ｃ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

(4)　固定資産税　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

Ａ×0.014＋Ｂ×（0.014－Ｃ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

ロ　市町村　復興特別区域法等の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

Ａ×0.014＋Ｂ×（0.014－Ｃ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

Ｃ　当該市町村がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

２　平成二十六年度省令第三条第五項に規定する三月分の震災復興特別交付税の額から減額することができない額がある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定した額から減額するものとする。この場合において、平成二十七年度九月分の額が負数となるときは、当該額を零とする。

（平成二十七年度三月分の額の算定方法）

第三条　各道府県及び各市町村に対して、平成二十八年三月に交付すべき震災復興特別交付税（以下「平成二十七年度三月分」という。）の額は、前条第一項第一号から第四十一号までの各号によって算定した額から平成二十七年度九月分の額の算定において当該各号によって算定した額を控除した額の合算額とする。

２　前条第二項において平成二十六年度九月分の額から減額することができない額がある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定した額から減額するものとする。